

環境基準等

環境基準は、環境基本法第16条に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として定められています。なお、ダイオキシン類に関してはダイオキシン類対策特別措置法により環境基準が設定されています。また、大阪府では府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として環境保全目標を定めています。

大気汚染に係る環境基準

大気汚染に関する環境基準は二酸化硫黄・二酸化窒素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン・ダイオキシン類・微小粒子状物質の11項目に設定されています。

項 目	環 境 基 準 (目 標 値)
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値 0.04 ppmから0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値 0.06 ppm以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10 mg/m ³ 以下かつ 1時間値 0.20 mg/m ³ 以下
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値 0.04 ppm以下かつ 1時間値 0.1 ppm以下
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値 1.0 ppm以下かつ 1時間値の8時間平均値 2.0 ppm以下
ベ ン ゼ ン	1年平均値 0.003 mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1年平均値 0.2 mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値 0.2 mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	1年平均値 0.15 mg/m ³ 以下
微小粒子状物質	1年平均値 1.5 µg/m ³ 以下かつ 1日平均値 3.5 µg/m ³ 以下

(注) 1. 二酸化窒素、微小粒子状物質は、1日平均値のうち低いほうから98%に相当するもの(1日平均値の98%値)で評価します。

2. 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素は、以下の評価方法があります。

短期的評価・・・連続または随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間によって評価します。

長期的評価・・・年間の1日平均値のうち高いほうから2%の範囲内にある値を除外して評価しますが、1日平均値が基準を超える日が2日以上連続した場合はそれだけで基準適合ではなくなります。

大気汚染に係る環境保全目標

大阪府では、大気環境保全のために環境保全目標を定めており、環境基準の定まっている項目についてはそのまま目標値としていますが、府独自の項目として以下のとおり定められています。

項 目	目 標 値
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20 ppmC～0.31 ppmCの範囲内又はそれ以下
悪 臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度

水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁については、すべての公共用水域に共通の健康項目と利水目的に応じて、いくつかの類型ごとに定められている生活環境項目について、環境基準が設定されています。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準も設定されています。

1) 人の健康の保護に関する項目(健康項目)

全ての公共用水域が基準の対象となっています。平成11年2月22日付け環境庁告示により、現在26項目について環境基準が設定されています。

2) 生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)

生活環境の保全に関する環境基準は、公共用水域別、利用目的別に水域類型が設けられており、本市内の河川については、天野川が水域類型のB類型に指定され、環境基準値が定められています。

3) 地下水質

地下水質に係る環境基準(カドミウム, シアン他24項目)が定められており、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と同じ基準値です。

1) 人の健康の保護に係る環境基準(全公共用水域)

項 目	基 準 値	報 告 下 限 値
カドミウム	0.01mg/L以下	0.005mg/L
全シアン	検出されないこと	0.1mg/L
鉛	0.01mg/L以下	0.005mg/L
六価クロム	0.05mg/L以下	0.02mg/L
砒素	0.01mg/L以下	0.005mg/L
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005mg/L
PCB	検出されないこと	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.005mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.001mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.001mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	0.005mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.01mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	0.001mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.002mg/L
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.001mg/L
チウラム	0.006mg/L以下	0.003mg/L
シマジン	0.003mg/L以下	0.001mg/L
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.005mg/L
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.005mg/L
セレン	0.01mg/L以下	0.005mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	0.08mg/L
ふっ素	0.8mg/L以下	0.08mg/L
ほう素	1mg/L以下	0.02mg/L
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L以下

(注) 1. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう。

(定量限界は、全シアン 0.1mg/L、アルキル水銀及びPCB 0.0005mg/L)

2. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

3. 「報告下限値」とは、大阪府公共用水域の水質測定計画にもとづく測定方法による。

2) 生活環境項目に係る環境基準

類型	項目 利用 目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100m ¹ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100m ¹ 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100m ¹ 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	5 mg/L 以上	-

- (注) 1 MPN/100m¹とは、最確数法(MPN法)により算定した100m¹中の最確数を表す。
 2 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる。)
 3 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする
 4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等 - 中腐水性水域の水産生物用
 6 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛 基準値
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲 げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生 育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

水質汚濁に係る環境保全目標

大阪府においては、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として環境保全目標を設定しています。ただし、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

特殊項目

市内の殆どの河川は、上水道水源水域の対象となっています。ただし傍示川(9)については、その他の水域(寝屋川水系)となっています。

項目	対象水域	上水道水源水域	その他の水域 (水域類型C以上の河川)
フェノール類		0.005 mg/L以下	0.01 mg/L以下
銅		0.05 mg/L以下	0.05 mg/L以下
亜鉛		0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
溶解性鉄		0.3 mg/L以下	1.0 mg/L以下
溶解性マンガ		0.05 mg/L以下	1.0 mg/L以下
全クロム		0.05 mg/L以下	1.0 mg/L以下
フッ素		0.8 mg/L以下	1.5 mg/L以下
アンモニア性窒素		0.1 mg/L以下	1.0 mg/L以下
陰イオン活性剤		0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質		0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下

土壌に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジ	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。

ベ	ン	ゼ	ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セ	レ		ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふ	っ		素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほ	う		素	検液1Lにつき1mg以下であること。

備考

- 1 検液とは、土壌(重量)の10倍の水(容量)で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、大気・水質・土壌のそれぞれに環境基準が定められ、平成12年1月15日から適用されています。

媒体	基準値(年平均値)	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水質	1 pg-TEQ/L以下	
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	

騒音に係る環境基準

騒音に関しては地域の類型や時間帯(昼間・夜間)ごとに環境基準値が設定されています。また、道路に面する地域については、別に基準値が設定されています(評価は等価騒音レベルです)。なお、振動に関して環境基準は設定されていません。

類型地域	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌午前6時まで	該当地域
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設などが集合して設置される地域など特に静穏を要する地域(交野市内にはなし)
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

道路に面する地域の基準値

地域の区分	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌午前6時まで	備考
70デシベル以下	65デシベル以下	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)にすることができる。

- (1) 『幹線交通を担う道路』とは次に掲げる道路をいう
道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあつては、4車線以上の車線を有する区間に限る。)に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第9項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 『幹線交通を担う道路に近接する空間』とは、車線数により次のとおり
2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

自動車騒音・振動の要請限度

その数値を超え道路周辺の生活環境を著しく損なっている場合に、市町村長が公安委員会に対し信号機や道路標識の設置或いは交通規制措置の要請を行ったり、道路管理者に道路の構造改善や振動の場合は舗装の修繕などの意見を述べることのできる数値として自動車騒音、振動の限度が設定されています。

区域区分	昼 間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

- a 区域：第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間の要請限度値

昼 間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌午前 6 時まで
7 5 デシベル	7 0 デシベル

幹線交通を担う道路：道路法第三条に規定する高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上の車線を有する)

道路交通振動の限度(要請限度)

80%レンジの上端値

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 午前 6 時から 午後 9 時まで	夜 間 午後 9 時から 翌午前 6 時まで
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、用途指定のない地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

騒音に係る規制基準

地域の区分	時間の区分 朝(午前6時~午前8時) 夕(午後6時~午後9時)	昼間 (午前8時~午後6時)	夜間 (午後9時~翌日午前6時)
第1・2種低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	40デシベル
第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	50デシベル	55デシベル	45デシベル
近隣商業地域、商業地域 準工業地域など	60デシベル	65デシベル	55デシベル
工業地域、工業専用地域など	65デシベル	70デシベル	60デシベル
工業地域、工業専用地域などで学校・病院等の周辺など	60デシベル	65デシベル	55デシベル

振動に係る規制基準(単位:デシベル)

地域の区分	時間の区分	昼間 (午前6時~午後9時)	夜間 (午後9時~翌日午前6時)
第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など		60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など		65デシベル	60デシベル
工業地域及び工業専用地域など	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び上記アの区域の境界線から15メートル以内の区域	65デシベル	60デシベル
	その他の区域	70デシベル	65デシベル

特定建設作業を施工する場合の規制

	騒音	振動
基準値	85デシベル	75デシベル
作業可能時刻	午前7時から午後7時	
最大作業時間	10時間/日	
最大作業期間	連続6日間	
作業日	日曜その他の休日を除く日	
上記の規制は、工業地域等一部の地域を除く地域における基準です。		